

## 公益財団法人加古川食肉公社役員及び評議員の費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人加古川食肉公社定款（以下「定款」という。）第13条第2項及び第26条第2項に基づき、定款第20条第1項に規定する役員及び定款第10条第1項に規定する評議員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 この規程を適用する対象は、役員及び評議員とする。

### (費用弁償の額)

第3条 役員及び評議員が職務のため出張したときは、費用弁償として公益財団法人加古川食肉公社旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が公益財団法人加古川食肉公社の理事会、評議員会その他の会議（以下「会議等」という。）に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という。）は、その費用弁償として別表に定める額（以下「費用弁償額」という。）を支給する。

### (費用弁償の辞退)

第4条 役員及び評議員には、費用弁償額の全部又は一部について辞退することができる。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、平成26年5月27日から施行する。

(公益財団法人加古川食肉公社旅費規程の一部改正)

2 公益財団法人加古川食肉公社旅費規程の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）を次のように改める。

## 附 則

この規程は、平成29年7月7日から施行する。

別表（第3条関係）

| 費用弁償額  |
|--|
| <p>1 従事等に要する路程が、兵庫県外からの場合、公益財団法人加古川食肉公社旅費規程による旅費相当額</p> <p>2 従事等に要する路程が、兵庫県内からの場合、3,500円</p> <p>（ただし、加古川市内に勤務地を有する役員及び評議員が加古川市内で開催される会議等に参加したときを除く。）</p> |